第2回協議会の意見等を基に修正した行動計画素案(案)に対する意見への対応一覧

第2回協議会後に3月14日にメールでお送りした行動計画素案(案)についていただいた意見に、以下のように対応した。

行動計画素案での対応

行動計画 素案 (案) の該当箇	行動計画 素案の該 当箇所	意見の内容	対 応
所 3 ページ 3 行目	同左	3. 行動計画の位置づけについて、策定主体は、北海道地方環境事務所のため、「行動計画は・・・北海道地方環境事務所がブロック協議会において策定する。」とするべきではないか。	ご指摘の箇所は、行動指針の記載に従った 記載とした箇所である。 「ブロック協議会において」という箇所 は、ブロック協議会において地方自治体の 意見をいただいて、策定するという意味で 記載しており、記載したままとした。
5 章	同左	5-1~5-11までの記載で、「例」、「方針」等の表記が混在しているが、どういった使い分けをしているのか。本項は、道や市町村が参考にできるよう、考え方を示したものとして記載してはどうか。	「方針」という文言は、5-1 北海道ブロックの処理方針だけに使っており、その他は「例」、「イメージ」という文言を使用した。また、5章の最初に「5章の5-1から5-7、及び5-9から5-11に示す方針等は、原則的なものであり、最終的には北海道及び各市町村で策定される災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理を実施する。」という文を明記することで、5章の該当箇所の位置づけを明確にした。
15ページ	同左	表5-1-1 について、あくまで処理主体は、 市町村や受託した道であるので、「前提 とする」 → 「目指す」 等の表記と してはどうか。	以下のような理由から、「前提とする」という表現を和らいることとした。理由①:表5-1-1に記載されている処理方針は、行動計画素案で対象としていることがあるであるであるであるであるとしていることがあるであるであるでででででででででででででででででででででででででででででで
15ページ 表 5-1-1	同左	検討順としては、仮設処理施設は北海道内の市町村との連携よりも後に検討す	仮設処理施設の設置による処理を、北海道 内の市町村との連携よりも先に記載して
1) 処理範 囲(イ)、		ると思われるため、記載の順を「北海道 内の市町村との連携による処理」→「仮	いたのは、運搬距離が長くならないよう、 なるべく地域内で処理することを優先さ

26ページ 4~5 行目 及 び 図 5-6-1		設処理施設の設置による処理」としてはどうか。 また、図 5-6-1 については、仮設焼却炉は「第2処理候補」に記載するべきではないか。	せていたためであるが、どの処理を優先させるかは地域の特性や地方自治体の処理の考え方を反映させるべきことであるため、ご意見を基に優先順位を変更した。図5-6-1 についても、優先順位の変更に伴いご指摘のように変更した。
15ページ 表 5-1-1 2) 再資源 化 (ア)	同左	行動指針に、リサイクルを推進する といった文言はないため、「 国の行動指針を踏まえ、 可能な限りリサイクルを」となるのではないか。 もしくは、廃掃法第2条の3第2項に根拠を求めてはどうか。	ご指摘のとおり、「国の行動指針を踏まえ」 という箇所を記載しないこととした。
15ページ 表 5-1-1 6)他の地 域ブロッ クとの連 携	同左	「・・・一方、大規模災害が発生し、 災害廃棄物の処理可能量の算定方法発生量及び処理量によっては 、道内の施設のみでは災害廃棄物の処理能力が不足する場合も考えられ・・・」とすべきではないか。	ご指摘のとおり、「災害廃棄物の処理可能量の算定方法によっては」という箇所を記載しないこととした。
16ページ 下 3 行	同左	処理のイメージとしての参考例である ので、以下のように、主語は不要ではないか。 「 市町村や、地方自治法に基づき被災し た市町村から事務委託をうけた北海道 は、・・・」	ご指摘の箇所は原則的な処理の流れを記載している箇所ではありますが、災害廃棄物は原則、一般廃棄物であり廃掃法第六条の二において、市町村が処理の責任を担身としているような大規模な災害の場合におりな大規模な災害の場合によりな大規模な災害の場合によりの規定により災害廃棄する場合があることを変います。 ことから、主語は記載したままとした。
27ページ	同左	(2)産業廃棄物最終処分場の活用について、「産業廃棄物最終処分場についても、平時から発災時に災害廃棄物の受け入れが可能となるよう整理し、埋立容量及び残余容量などを把握することが望ましい。」と記載があるが、どのような整理か分からないため記載しない方がよいのではないか。	ご指摘の箇所は、災害廃棄物の受け入れが 可能となるように、平時から産業廃棄物処 理施設との協定を結ぶ、合同訓練をする 等、平時の取組を意味しており、記載した ままとすることとした。
28ページ	同左	セメント工場による再生処理は、最終処分ではないと思われる。	ご指摘を受け、セメント工場による再生処理は、「5-7 最終処分場の活用(不燃物の処理)」において「(4) 最終処分場以外での処理」として、別途項目を設けることとした。
29ページ	同左	「長期浸水や津波被害が予測される地域では、土木部署と連携し、高台にかさ上げ用の資材を確保すること、震災時に利用できる土取り場や採石場を確認しておくことも必要である。」については、道路管理者の業務であり、本計画には不要ではないか。	道路管理者との連携が必要と考え記載させていただいていたが、ご指摘を受け記載しないこととした。
32ページ	同左	5-10 幹線道路等の廃棄物撤去の役割分担調整「その方法、範囲、順序などを平時に協議しておく必要がある」と記載があるが、防災部局が決めることではないのか。	東日本大震災を経験した自治体の廃棄物 担当者から、幹線道路の廃棄物撤去につい て、撤去した廃棄物の可能な限り分別する ことや仮置場への搬入等について、平時に 道路啓開を行う自衛隊等と調整しておく と、その後の円滑な処理が可能となると聞

			いている。このため、ご指摘した箇所は記
			載したままとした。
35~36ペ ージ	同左	「必要となる協定」について、「災害廃棄物の対応のため有効となるもの」に限定すべきではないか。 「救援・救護」や「被災者の救出、医療」などの医療救護協定などは別の分野であり、これらを包括的に盛り込めるのは、上位の防災計画などの領域なのではないか。 同様に、業界例についても、医師会や高圧ガス協会、NTTと災害廃棄物処理についてもその協定内容に含まれているか確認し、含まれていない場合は含めるよう協定を見直すべきである」と、災害廃棄物という一要素の計画において記	ご指摘のように、自治体間の協定に盛り込むべき内容については、主に災害廃棄物処理に関係する範囲を超える内容となっていたため、記載しないこととした。また、事前に協定を結ぶことが望ましい主な業界については、出典中に、事前に協定を結ぶべき主な業界団体として挙げら出ている業界だけを記載することとし、出中でその他の団体として記載されている業界団体については、記載しないこととした。
37ページ	同左	載できるのか。 6-2 通信手段の確保について、防災 部局が対応することではないか。	東日本大震災を経験した自治体の廃棄物 担当者からも通信手段の確保については 独自に手段を確定、確認しておいた方がよ いと聞いている。基本的なシステムを紹介 することで、それぞれの部署の通信手段の 確定、確認を促すためにも記載した。
資料編	同左	資料編については、本計画の策定時に公 表されたい。	資料編の災害廃棄物量等の数量については、北海道の処理計画と整合が必要な箇所もあることから、今年度は公表せず、来年度の策定時に公表することとする。
資料 1 ペ ージ	同左	千歳市が発言した"原単位"について、 資料編「1. 災害廃棄物の発生量の推計」 等に,算出方法について記載したと対応 されている。しかし、会議では全壊の場合116.9 トン/棟、半壊の場合116.9 トン/棟、二の数値が見つからない。	北海道との調整で、災害廃棄物量等の詳細な算出方法は、北海道の処理計画に記載することにし、行動計画素案では「グランドデザイン中間見直しの方法」とだけ記載していたが、ご指摘を受け、新たに資料1ページに原単位を含む算出方法を記載した。
資料 3~ 5、7、9、 10ページ	資料4~ 6、8、10、 11 ペー ジ	図2及び図3に現在廃止、休止中の施設も含まれているようだが、処理可能量も含めて見直しが必要ではないか。	廃止、休止の施設も含まれていたため、それらの施設を省くよう修正した。

平成28年度以降対応する必要がある事項

行動計画 素案 (案) の該当箇 所	行動計画 素案の該 当箇所	意見の内容	対 応
全体	同左	行動指針に記載された国の役割については、行動計画に明記していただきたい。 具体的には、行動指針第2編 第3章の以下の事項。	挙げられた事項は、北海道地方環境事務所 だけで決められることではなく、環境省本 省とも調整が必要な事項である。そのた め、来年度に行動計画素案から行動計画と する過程で、記載するかを検討していく。
		災害廃棄物の発生量及び要処理 量の推計手法の構築(平時、発災	

_		,	
		後) 生活環境に著しい悪影響を及ぼす可能性のある災害廃棄物や関連する課題の、リスク評価と必要な事前の備えの検討。 災害廃棄物処理の進捗管理のための、仮置場搬入率、処理割合、再生利用率の考え方、定義。これらなどについて、国において検討し、ブロック内で共有することが重要と思われる。	
15ページ 表 5-1-1 6)他の地 域ブロッ クとの連 携	同左	6)他の地域ブロックとの連携について、 受援→支援の順で記載した方がよいの ではないか。	行動指針では受援→支援の順に記載されているが、北海道では支援を行う場面が多いことが想定される。来年度行動計画素案から行動計画とする過程で受援及び支援の順序を検討していく。
20ページ	同左	図 5-4-1 「※市町村と国の間で・・・・」 という記載内容について、北海道地方環 境事務所、市町村及び道で協議を要す る。	ご指摘の図は進捗管理の流れのイメージを示したものであり、現段階では変更しなかった。進捗管理については、来年度に行動計画素案から行動計画にする過程で、北海道ブロック協議会等において調整する。
35ページ	同左	図 6-1-1 災害時のネットワーク構築の イメージ※2について、記載内容につい て、北海道地方環境事務所、廃掃法上の 政令市及び道で協議を要する。	ご指摘の図は対策指針を基に記載した図で、災害廃棄物処理に係るネットワーク構築のイメージを示したものであり、現段階では変更しなかった。災害時の災害廃棄物処理に係るネットワークについては、来年度に行動計画素案から行動計画にする過程で、北海道ブロック協議会等において調整する。
43ページ 表 6-3-1 (5/5)	同左	表 6-3-1 (5/5) について、民間事業者の「平時」の役割・対応内容があれば、記載した方が良いと思われる。	ご指摘の表は、以下の理由から現段階では変更をしていない。行動計画素案の段階では、表 6-3-1 の各関係者の役割と対応内容は対策指針と行動指針に基づいた記載としており、これらの指針では、民間事業者については発災時のみの記述となっていた。そのため、ご指摘の表への記載は発災時の事項だけにとどめた。来年度、行動計画素案から行動計画とする過程で、北海道ブロック協議等において調整し、追加していく。
43ページ	同左	「北海道では、札幌に人口が一極集中する一方・・・平時に整えておくことが求められる。」という記載は p41 表6-3-1(3/5)に市町村の平時の役割、対応内容の欄にまとめて記載可能ではないかと思われる。	ご指摘の表は、以下の理由から現段階では変更をしていない。表 6-3-1 は、行動計画素案の段階では対策指針と行動指針に基づき、記載している。ご指摘の箇所は、北海道の特性を踏まえた記載であるため、来年度に行動計画素案から行動計画とする過程で、表 6-3-1 への追加を検討していく。